

2025 年度

<法 学 部>
小 論 文 問 題

注 意 事 項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は全部で13ページ、解答用紙は全部で5枚、下書き用紙は1枚である。脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の各ページ所定欄に、それぞれ受験番号（最後のページは、左右2箇所）、氏名を必ず記入すること。なお、解答用紙は上部で接着してあるので、はがさず解答すること。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 5 解答は、「横書き」にすること。
- 6 解答以外のことを書いたときは、該当箇所の解答を無効とすることがある。
- 7 問題冊子の余白は下書きに使用してもよい。
- 8 問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

(余 白)

第1問

次の文章は、民主主義について論じた書物の「結び」の部分である。この文章を読んで、あとの問いに答えよ。

本書を結ぶにあたって、「はじめに」で示した問いかけに対する答え合わせをしたいと思います。

一つ目は多数決をめぐる問いかけでした。

A1「民主主義とは多数決だ。より多くの人々が賛成したのだから、反対した人も従ってもらう必要がある」

A2「民主主義の下、すべての人間は平等だ。多数派によって抑圧されないように、少数派の意見を尊重しなければならない」

多数決という慣行そのものは、民主主義の歴史とともに古いものです。例えばアテナイの民会において、広場における討議が尽きると採決に入りました。特別な場合は無記名秘密投票が行われましたが、ほとんどの場合は挙手による採決でした。数千人もいる参加者の挙手をどう数えたのか興味のあるところですが、研究者によれば、議長団がざっと見回した上で、概算で多数を決めたようです。民会が開かれるに先立って評議会が開かれ、議題を選び、提案を用意しました。民会ではこれを審議したわけですが、評議会による提案が否決されることもしばしばありました。いずれにせよ、具体的な提案の採否を最終的に決めたのは多数決でした。ものごとに最終的に白黒をつけるという意味で、多数決に一定の有効性があることは間違いありません。

近代における社会契約論の理論家たちも、社会契約そのもの、すなわち、政治的共同体に加わる契約は全員一致でなければならないとしましたが（逆にいえば、賛成しなかった個人は、その政治的共同体の一員になりません）、その後の政治的共同体の意思決定については、多数決を認めています。そのもっとも極端な例がルソーで、何が一般意志であるかを定めるにあたっては多数決を行い、自分の反対意見の方が多数であれば、「自分が間違っていた」ことになるとします。むしろ一般意志を強制されることで「自由」になるという問題の表現も、このような論理の延長線上にありました。その意味でいうと、A1の表現も理に^{かな}適っていることとなります。

とはいえ、本書でみてきたように、多数決を中心とする民主主義に対して、歴史的に多様な批判がなされたのも事実です。初期の最大の批判者はプラトンです。師であるソクラ

テスが民衆裁判で死刑にされたことを受けて、多数者の決定だからといって正しいとは限らないことを、敢然と主張したのです。彼が「アイデア」と呼んだ真理は一つであり、数学の定理を多数決にかけても仕方がないように、何が善であるかを多数決で決めることは無意味でした。それゆえに、統治は何が善であるかを知る哲人によってなされるべきであるという「哲人王」の議論も出てきたわけです。「多数による決定が正しいとは限らない」ということもまた、民主主義の歴史とともにいわれ続けてきたことを忘れるわけにはいきません。

アメリカ独立の指導者たちが、民主政という言葉よりも共和政という言葉を好んだことについても触れました。彼らにとって、「多数者の利益」が支配すべきではなく、「公共の利益」が実現されることが大切でした。例えば、第三代大統領のトーマス・ジェファソンは就任にあたって次のように演説しました。「万人は（中略）この神聖な原則を肝に銘じるだろう。それは多数派の意志はいかなる場合でも勝利するが、その意志が正しくあるためには理に適っていなければならないという原則、少数派も多数派と同じ権利を持ち、法の平等はその権利を保障し、それを侵害するのは抑圧であるという原則である」（ジョン・ミーチャム『トマス・ジェファソン 権力の技法』下巻、白水社）。ここにA2の主張もまた、広く注目されるに至りました。

このような視点は、コンスタンやトクヴィルらの一九世紀の自由主義思想家たちによってさらに発展させられました。ミルはその『自由論』において、少数派の意見を抑圧することは、もしその少数派が真理だった場合、取り返しのつかない損失になることを強調しました。仮に少数派が間違っているとしても、その批判を受け止めることがなければ、多数派の意見は硬直化し教条化するばかりです。ここに、少数派の権利と意見を尊重することなしに、民主主義もまた存続しえないという原則が確立したのです。

その意味で、①A1は正しいが、それはA2の条件をみだす限りにおいてである、というのが答えになるでしょう。

二つ目は選挙をめぐる問いかけでした。

B1「民主主義国家とは、公正な選挙が行われている国を意味する。選挙を通じて国民の代表者を選ぶのが民主主義だ」

B2「民主主義とは、自分たちの社会の課題を自分たち自身で解決していくことだ。選挙だけが民主主義ではない」

歴史的にみれば、選挙は必ずしも民主主義と一体ではありませんでした。アリストテレスは、民主主義にふさわしいのは抽選であり、選挙はむしろ貴族政的な性格をもつと指摘しました。抽選であれば、すべての市民が公職に就く可能性があります、選挙で選ばれるのはどうしても特定の人々に限られるからです。同様のことは議会制についてもいえます。西欧における議会制の起源を遡れば、封建社会における身分制議会にたどり着きます。国王が課税のための同意を取りつけるために、各身分の代表を召集して開催したのが議会制の始まりでした。これは直ちには、民主主義と結びつくものではありません。

このような歴史的起源をもつ議会制は、近代の過程でその性格を大きく変化させます。西欧において、次第に国家システムが整備され、中央集権化が進むにつれ、議会は社会の力を背景に、国家に対して説明責任を求めるようになりました。このような議会が制度化されない場合、国家権力は専制化しましたが、逆に国家の機能が十分に発展しない場合、抵抗の力ばかりが強くなり無政府化が進みました。両者の間にバランスが取れたときにだけ、「狭い回廊」を通り抜け自由と繁栄が実現したとする、アセモグルとロビンソンの研究についても触れました。

同時に、議会は国民を代表する存在とみなされるようになっていきます。実に約一七〇年ぶりに開催されたフランスの三部会において、平民を代表する第三部会が自らを「国民議会」と名乗り、フランス革命の口火を切ったのは、その象徴的な出来事でした。これを理論化したシェイエス（シーエス）が、「第三身分とは何か、すべてである」という有名な言葉を記したパンフレット『第三身分とは何か』は、近代の代表制民主主義の幕開けを告げる文章となりました。

フランス革命に先立ち、英国本国で自らの声が代表されていないことに不満を募らせた北米植民地の一三邦は、大陸会議を開催し、独立を決意することになります。まさに議会こそが、新たな共和国の中心であることを示した一瞬でした。やがて生まれたアメリカの連邦議会は、フランスの国民議会、立法議会、国民公会などとともに、立法府中心の民主主義の時代の主役となりました。一般性をもった合理的な立法によって社会の改革を実現できるとする時代の精神が、これを後押しします。

一九世紀においてはさらに、選挙権の拡大がみられました。すべての個人の平等を掲げた人権宣言によって始まったフランス革命ですが、女性は参政権から排除され、男性だけの「普通選挙」ですら一回しか行われませんでした。普通選挙実現への道のりはけっして平坦なものではなく、選挙権の漸進的ぜんしんな拡大によって、時間をかけてようやく達成されたのです。

しかし、このように選挙権が拡大すれば、それで民主主義が実現したかといえ、疑問が残ります。そもそも古代ギリシアにおいて、民主主義は一般の市民が民会に参加し、平等な立場で発言し、最終的に一票を投じて意思決定を行ったことに由来します。市民は何が問題であるかを理解し、判断し、その決定を実行する公職者の責任を厳しく追及しました。まさに民主主義とは「参加と責任のシステム」だったわけです。これと比べれば、近代の議会制民主主義が民主主義である理由は、どうしても選挙で代表者を選ぶという一点に集中しがちです。

この点を厳しく批判したのがルソーでした。古代の都市国家に憧れたルソーにとって、議会制民主主義とは、選挙の日だけに国民が主権者になるものの、それが終わればただの臣民に戻ってしまう仕組みに思えてなりません。とくに、一人ひとりが、何が一般意志かを考えることもなく、すべてを代表者に一任してしまうような選挙では、自由とも民主主義とも程遠いというのがルソーの結論でした。

アメリカ東部のタウンシップの自治において、一人ひとりの市民が地域の課題を自分の問題として考えている様子に感銘を受け、『アメリカのデモクラシー』を執筆したトクヴィルも同様です。民主主義の本質は、市民が自ら問題解決にあたることで当事者意識をもつことにあります。自分たちの手で支えているからこそ、国や自治体に愛着がわき、それに貢献する意欲も生まれるのです。このような愛着や意欲もなしに営まれるものは、民主主義とは呼べないというのが、トクヴィルの信念でした。一般意志を強調し、単一不可分の共和国を掲げるルソーと、分権的な社会と地方自治を理想とするトクヴィルとでは、その点に限れば一八〇度違いますが、市民の主体的参加とそれに基づく当事者意識を重視する点で、同じ民主主義論の系譜に立ちます。

その意味で、近代だけをみればB1はそれなりに正しいのですが、古代以来の民主主義の姿に立ち戻るB2の立場からすれば、どうしても不満が残ります。参加の契機を縮小し、民主主義の機能をもっぱら代表者の選択に限定したシュンペーターのような議論は、いささか極端なものにみえます。かといって民主主義の理念を明確にしようとするあまり、討論と議会制を自由主義として分離し、もっぱら人々の同質性と「喝采」に民主主義の本質を求めたシュミットの議論もまた、現代の私たちには受け入れがたいものがあります。

② B1とB2の関係を、対抗的でありつつも相互補完的に捉えるのが、妥当なのではないでしょうか。

(出典：宇野重規『民主主義とは何か』講談社、2020年。ただし、引用に当たって一部の表記を省略し、一部を変更した。)

問 1

下線部①に「A 1 は正しいが、それはA 2 の条件をみだす限りにおいてである」とあるが、どういうことか。300字程度で説明せよ。

(配点 50点)

問 2

下線部②に「B 1 とB 2 の関係を、対抗的でありつつも相互補完的に捉える」とあるが、どういうことか。600字程度で説明せよ。

(配点 100点)

第2問

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

日本では、「ルッキズム」は「外見主義」や「外見至上主義」などと訳されることが多い。いずれも「人を外見で判断すること」の意味で用いられ、ルッキズム批判は「人を外見（だけ）で判断することは問題だ」という主張として展開されている。これに対して、学術研究における「ルッキズム」は、おもに労働場面での外見に基づく差別を意味する概念である。たとえば、「ルッキズムは通常、魅力的とされる人を優遇して有利にし、魅力的でないとされる人をその機会を奪って不利にすることを同時に行う」、「外見に基づく差別は、業績を根拠にした意思決定を損なうため、労働と雇用の領域で問題となる」というように、労働場面での機会均等を妨げるものとして議論されている。とりわけ、顧客に接する仕事の雇用確保に大きな影響を持つと考えられている。こうした概念的出自をふまえると、ルッキズムを把握するうえで、企業イメージやブランドの個性を身体で表現して顧客にアピールする「美的労働」に着目することは有効である。

サービス産業における企業間競争が激化するなか、企業は、サービス・エンカウンター（サービス提供者である従業員と顧客が直接接する状況）において顧客にアピールできる「美的スキル」を持つ従業員を求めている。こうした経営的関心のもと出現したのが、企業イメージやブランドの個性を身体的外見で体現して顧客に伝達する「美的労働」である。美的労働の典型例としては、高級ショップやデザイナーズホテルの接客サービス労働などが挙げられる。

外見のよい従業員を雇いたいという使用者の意向自体は以前から存在するが、美的労働の特徴は、従業員の外見が組織的な統制の対象となる点にある。使用者は、他社との競争で有利になるために、募集、採用、訓練、モニタリング、報奨といった一連のプロセスを通じて従業員の外見を統制する。ここで外見とは、服装や髪型、体重や体型、姿勢や立ち居ふるまい、言葉づかいやアクセントに至るまでを含む広い概念であり、美的労働研究においては“Looking Good, Sounding Right”と表現される。美的労働の従事者は、企業イメージを自らの外見で表現することが要請されるため、採用されるには企業の外見規程に適合しなければならず、採用後も研修などを通じて組織の監視下に置かれる。

(中略)

美的労働の典型例としてもっとも頻繁に言及されてきたのは、アメリカに本社を置くファッションブランドAbercrombie & Fitch（以下、A&F）の接客サービス労働である。A&Fは、2014年6月に刷新するまで、自らのブランドを次のように喧伝^{けんてん}していた。

東海岸のしきたりとアイビーリーグの伝統に根ざしたAbercrombie & Fitchは、特権とカジュアルなラグジュアリーの本質である。（中略）クラシックとセクシーが融合し、自信に満ちあふれ、少し挑発的な雰囲気醸し出している。崇拜され、尊敬を集めるAbercrombie & Fitchは、時代を超越し、つねにクールである。

A&Fでは店舗内の販売員を「モデル」と称し、その外見を通じて上記のブランド・イメージを顧客にアピールするべく、細くて肌の白い従業員だけを意図的に採用し、そこから外れる者を拒否したり解雇したりしていた。A&Fのこうした採用方針はルッキズムであると問題視され、訴訟に発展した。2003年、A&Fの販売員の求人に応募したところ、顧客から見えない場所で在庫管理や清掃をする仕事に回されたとして、黒人、ヒスパニック系、アジア系の人々が訴えを起こした。裁判所の和解案は、A&Fに対して、白人学生の社交クラブに重点を置いた採用活動をやめるよう求めた。A&Fの従業員が大学に足を運び、社交クラブに所属する外見のよいメンバーに同社の求人に応募するよう促していたためである。

2009年には、ヒジャブ（注1）を着用していることを理由に採用を拒否されたとして、イスラム教徒の女性が提訴した。A&Fいわく、同社の外見規程のもとでは、従業員はブランド・イメージに沿った服装をしなければならず、帽子やその他の被^{かぶ}り物を着用することはできない。これに対して女性は、A&Fは外見規程に例外を設けることで彼女の宗教的信念に配慮することを怠ったのであり、宗教差別にあたと主張した。この訴訟は最高裁に持ち込まれ、最終的に裁判所は女性を支持する判決を下した。A&Fの外見規程をめぐっては、義手を隠すためにカーディガンを着用していたことを理由にストックルーム（注2）に追いやられたとして、身体障害のある女性が訴えを起こし、裁判所は同社に対して損害賠償の支払いを命じた。

一方、性差別の観点から問題視されたのが、カジノ従業員の外見規程である。アトランティック・シティにあるBorgata Hotel Casino & Spaのカジノが求めているのは、「トレンドィでスタイリッシュ、超現代的なカジノで、最新の流行に通じている人たちを相手にする」従業員である。こうしたイメージを体現するべく、男性従業員には「整った健康的な外見」が、女性従業員には身体に密着するコスチュームの着用や「砂時計」のような

体型が要請された。なかでもカクテル・ウェイトレスには、ドリンクサーバーでもありファッションモデルでもあることが期待された。これに対して女性従業員たちは、「売春婦」のように見える外見規程を設け、性のステレオタイプに基づく屈辱的な雰囲気をつくり出しているとして同社を訴えた。カジノ側は、身だしなみや服装に関する要求はカジノという職場ではよくあることで、従業員は契約を交わした時点でそうした規程を認識していたと反論した。最終的に裁判所は、女性従業員が従わなければならない外見規程はカジノの「セクシー」なイメージを維持するうえで必要であり、女性を性的客体化するような環境にさらすものではないというカジノ側の見解を支持した。

こうした美的労働が引き起こす問題として、以下2つを指摘することができる。ひとつは、外見に基づく労働者の序列化である。先述のように、高級市場の美的労働従事者に求められる身だしなみやふるまい、語彙やアクセントは、中流階級の文化に適合的である。概念の定義から示唆されるように、美的労働において要請される外見のある程度は、採用後の研修や外見規程を通じた開発・訓練が可能であるとされている。しかし、ブランディングや競争戦略において従業員の美的なアピールを重要視する使用者は、採用の時点で特定の「美的スキル」を要求するため、職に就くにはそうしたスキルを有している必要がある。つまり①②外見は、変えることができるとみなされている反面、変わりにくいとも考えられているという両義性を持つのである。このとき、中流階級の身だしなみやふるまい、語彙やアクセントを身体化していない労働者は、美的労働が重要視される社会では、雇用の確保・維持において不利な立場に置かれることになる。また、A&Fの事例より、使用者が従業員に求める外見は白人を基準とし、可視的な障害がなく、特定の文化的・宗教的背景が表現されていないものであることから、人種的・宗教的マイノリティや見てわかる身体障害のある人が同様の不利益を被ると言える。

美的労働が惹起^{じやっき}するもうひとつの問題は、カジノの事例が示すジェンダーの不均衡の再生産である。もちろん、男性もまた美的労働に従事してはいるが、企業組織がより利用価値を見いだしているのは女性の外見であり、そのため男女がどのように審美化されるかには顕著な違いがみられる。女性従業員の性的客体化は、採用の過程においても、採用後の外見規程においても明らかである。そのため、美的労働の主流化にともない、「男性は見る主体／女性は見られる客体」というジェンダーの不均衡が永続することになりかねない。

(中略)

美的労働において要請される外見は、人種や性別などの保護カテゴリーとの間に密接な関係があることから、ルッキズムは違法な雇用差別となりうる場合がある。アメリカでは、人種や性別、宗教や障害による差別とは異なり、ルッキズムは国家レベルの法律では禁止されていないが、州・都市レベルでは規制する法律がある。たとえば、サンタクルーズ市の条例は、生まれつきの状態や本人のコントロール不可能な特徴を指す「身体的特徴 (physical characteristics)」に基づく差別を禁じている。また、ワシントンD.C.の条例は、服装や髪型を含む「個人の外見 (personal appearance)」に基づく差別を禁止している。対象を自らの意思で変えられないものに限定したサンタクルーズ市と、自らの意思で変えられるものにまで拡大したワシントンD.C.の中間に位置づけられるのが、身長・体重に基づく差別を禁止したサンフランシスコ市の条例である。

その他の地域では、ルッキズムが違法とされるのは、それが人種や性別をはじめとする既存の差別禁止法の対象となっている特徴に関連する場合に限定される。たとえば、服装や髪型に関する職場の規程が、片方の性に対してのみ合理的とは言えない過度の負担を課すものである場合、性別による雇用差別の禁止を規定した公民権法第7編に照らして違法と判断されることがある。また、顔のあざや傷痕が障害差別禁止法の定める「障害」とみなされれば、こうした特徴を持つ人々が差別にあった場合、障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Acts) を用いて救済を求めることができる。

ただし、現行の法律の利用には、人種や性別などの既存の保護カテゴリーとの関係が必ずしも明確ではない差別が救済されにくいという限界もある。そのため、ルッキズムへの法的介入を主張する論者は、外見に基づく差別に確実に対処しうる国家または州・地域レベルの法律を整備する必要があるという立場を取っている。

ロード氏は、ルッキズムを法的に禁止する必要がある理由として以下3つを挙げている。第1に、ルッキズムは機会均等の原則に反するためである。もちろん、職業によっては、美しい顔立ちやスリムな体型などが職務を遂行するうえで必要とみなされ、外見を評価することが不当とは言えない場合もある。しかし、そうした職業はファッションモデルなどに限定される。それ以外の職業においては、外見は職務の遂行とは本来関係がないにもかかわらず、適性や能力を有している人が外見を理由に不採用になるようなことがあれば、ルッキズムは機会均等の原則に反する。第2に、ルッキズムはすでに不利益を被っている社会的マイノリティ集団の不利益を深刻化させるためである。たとえば、人種的マイノリティや性的マイノリティ、女性や障害者などは、多くの社会的場面ですでに様々な不利益を被っているが、ルッキズムによって一段と不利な状況に置かれることになる。第3

に、ルッキズムは自己表現やアイデンティティの表出を制限するためである。すでに確認したように、外見を通じた自己表現はその人の信条や信念、民族的・文化的アイデンティティなどと密接に結びついており、ルッキズムの存在がそれらを制約するとすれば、個人の尊厳は脅かされてしまう。

規制推進派の議論に対しては、まず、ファッションモデルと同様、A&Fの販売員という職務においても外見は関係があるという反論がある。A&Fは単に衣服を販売しているのではなく、「セクシーでクール」という同社のイメージを付随させて売っているためである。とすれば、販売員の外見は、職務を遂行するために合理的に必要とされる要件である「真正な職業上の資格 (bona fide occupational qualification: BFOQ)」に当てはまる。また、従業員の外見は、それが顧客に好影響を及ぼし、利益の向上につながる限り、知能や技能、職業経験と同じように評価されるべきだという主張もある。優れた能力を持つ人を採用しない場合と同様に、外見のよい人を採用しなければ企業の生産性は下がるのであるから、雇用主は利益にかなう労働者を雇用する権利を有する。こうした立場に立つと、「能力に基づく採用は差別ではないが、外見に基づく採用は差別である」という主張は成り立たないことになる。

さらに、典型的な差別としての人種差別と比較しながら、ルッキズムの法的規制は現実的に困難であるうえ、規制の必要もないという主張がある。その根拠のひとつは、集団が明確でないことである。「外見がよくない人々」は、たとえばアフリカ系アメリカ人のように識別可能で「社会的に顕著な (socially salient)」集団を形成していない。「外見がよくない」は定義しにくいうえ、本人も自分自身をそうした集団の一員だとは思いたくないだろうし、他人からもそう思われたくはないであろう。これでは、原告が保護される集団の一員であると特定できず、法の適用が認められる可能性は低いと言わざるを得ない。

(中略)

①⑥ 法的規制をめぐる論争が興味深いのは、「外見とは何か」をめぐる価値観や利害関心の相違が鮮明に浮かび上がるところにある。

(X)

ルッキズムを規制する法律がある州・都市は限定的であるうえ、全米でもっとも広い範囲の外見に基づく差別を禁止する法律と考えられているワシントンD.C.の条例にも、事業目的上の必要性が明確な場合は従業員の外見に関する雇用主の裁量の余地が残されている。このことをふまれば、規制批判派の「法への権力」(注3)が推進派のそれを凌駕^{りょうが}している状況にあると言えよう。しかし、美的労働が引き起こす問題——労働者間に格差が生まれ、個人の尊厳が傷つけられる——を真剣に受け止めるならば、今後は法的規制の可能性が探られる必要性がいっそう高まるのではないか。日本でも、とくにビジネス分野で「外見力」という言葉が使用されつつある。使用者や顧客にとって魅力的な外見であるか否かが個人の「能力」とされることによる新たな格差の形成とその自己責任化など、美的労働が隆盛する社会を生きる困難が注視されなければならない。

ただし、ポスト氏による次の問題提起は重要である。アメリカの差別禁止法下では、使用者は、労働者から人種や性別などの特性を取り除いたうえで雇用に関する決定を下さなければならない。外見差別禁止法の制定は、労働者から取り除かなければならない特性が追加されることを意味する。たとえば性別を取り払って相手と接することはできるかもしれないが、見た目やしぐさまで取り除いてしまえば、人間はただ労働するだけの存在へと「道具化」されることになりはしないか。この指摘をふまえると、美的労働の現場で使用者が労働者を「道具化」するのを抑制し、個人を尊重するための法が、別の意味での人間の「道具化」を帰結しうることになる。^②権力を行使する主体に「対抗的なあるべき普遍的価値」を提示することが「新たな支配性をもたらす」ことにも、自覚的であらねばならない。

(出典：西倉実季「ルッキズムと外見の序列化——美的労働 (aesthetic labour) に着目して——」『法社会学』第90号、2024年、有斐閣。ただし、引用にあたって一部の表記を省略し、一部を変更した。)

*以下の注は、出題に際して付加したものである。

(注1) ヒジャブ——イスラム女性が外出する際、髪から首までを隠すためのスカーフ。

(注2) ストックルーム——物資や商品の保管庫。貯蔵室。

(注3) 法への権力——政策が法律の制定や改変を通じて制度化され実施されていくというモデルにおいて、立法過程に影響を及ぼし、法をみずからの価値観や利害関心を反映したものとなしうよう作用する力。

問 1

(1) 下線部①㉔に、「外見は、変えることができる」とみなされている反面、変わりにくいとも考えられているという両義性を持つ」とあるが、どういうことか。筆者の主張を、200字程度でまとめよ。

(配点 40点)

(2) 筆者は、下線部①㉔に続く問題文の空欄部分 で、アメリカにおける議論状況を手掛かりに、ルッキズムへの法的介入に肯定的な立場（法的規制推進派）と否定的な立場（法的規制批判派）のそれぞれを、とくに下線部①㉔の部分に関する考え方の相違がわかるようにまとめている。筆者に代わって、この空欄部分を300字程度で補充せよ。

(配点 50点)

問 2

筆者は、アメリカにおける議論状況などを手掛かりに、ルッキズムへの法的規制が今後検討されうるとしてもなお一定の留意が必要であるとしている。筆者はどのような問題意識を有しているのか、とくに下線部②の部分はどういう意味であるかを明らかにしながら、400字程度で説明せよ。

(配点 60点)